

表4 セルボーンによる福祉国家の類型
(4種に分類)

		福祉サービスの程度	
		高い	低い
完全雇用を目指す程度	高い	政府が積極的に介入する 福祉国家 (1)	完全雇用を目指すので補償レベルは低い (3)
	低い	政府の介入は低いが保障レベルは高い 福祉国家 (2)	市場志向が強いので福祉レベルは低くなる (4)

出所： Therborn, G. (1987)

表5 橋木による福祉国家の類型

提供方法 所得の再分配	福祉レベル高い		福祉レベル低い	
	普遍的	選別的	普遍的	選別的
所得再分配 政策が強い	スウェーデン ノルウェー デンマーク	オランダ ドイツ		日本
所得再分配 政策が弱い		イタリア フランス	カナダ イギリス オーストラリア	スイス アメリカ

参考文献

- 伊藤周平 (2001) 『介護保険を問いなおす』ちくま新書
- 上野千鶴子 (1990) 『家父長制と資本制』岩波書店
- 上野千鶴子 (1994) 『近代家族の成立と終焉』岩波書店
- 上野千鶴子 (1996) 「家族の世紀」井上俊他編『現代社会学：家族の社会学』第1章、岩波書店、pp. 1-22
- 太田聡一 (2001) 「労災保険の課題—経済学の視点から」猪木武徳・大竹文雄編『雇用政策の経済分析』第8章、東京大学出版会 pp. 303-335
- 大河内一男 (1948) 『社会政策総論』有斐閣
- 大沢真理 (1993) 『企業中心社会を超えて—現代日本を<ジェンダー>で読む』時事通信社
- 大野裕 (1999) 『弱体化する生物、日本人』講談社
- 落合恵美子 (1989) 『近代家族とフェミニズム』勁草書房
- 落合恵美子 (1994) 『21世紀家族へ』有斐閣
- 落合恵美子 (1996) 「近代家族をめぐる言説」井上俊也編『現代社会学：家族の社会学』第2章、岩波書店、pp. 23-53
- 河野真 (2000) 「日本型福祉国家へのアプローチ」『社会政策研究 I』東信堂、pp. 51-73.
- 菅野和夫(1996) 『雇用社会の法』有斐閣
- 小池和男 (1983) 「解雇からみた現代日本の労使関係」森口親司・青木昌彦・佐和隆光編『日本経済の構造分析』創文社
- 斉藤誠 (2000) 「自然災害リスク・マネジメントにおける市場システムと公的システム」『エコノミックス』秋号 No. 3, pp. 148-171
- 下井隆史 (1996) 『労働基準法』有斐閣
- 駿河輝和 (1997) 「日本企業の雇用調整」中馬宏之・駿河輝和編『雇用慣行の変化と女性労働』第1章、東京大学出版会、pp. 13-46
- 橘木俊詔・下野恵子 (1994) 『個人貯蓄とライフサイクル』日本経済新聞社
- 橘木俊詔・長谷川和明・田中哲也 (1997) 「転職行動の経済分析」『通産研究レビュー第9号』, pp. 80-104
- 橘木俊詔 (1994) 「自営業者の労働と所得保障」橘木俊詔編『ライフサイクルと所得保障』第7章、NTT出版、pp. 151-174.
- 橘木俊詔 (1997) 『ライフサイクルの経済学』ちくま新書
- 橘木俊詔 (2000) 『セーフティ・ネットの経済学』日本経済新聞社
- 橘木俊詔 (2001 a) 「結婚のリスク・離婚のリスク」橘木俊詔著『ライフサイクルとリスク』第2章、東洋経済新報社
- 橘木俊詔 (2001 b) 「失業リスクとワーク・シェアリング」橘木俊詔編著『ライフサイクルとリスク』第5章、東洋経済新報社

- 橋木俊詔 (2001 c) 「福祉における企業の役割」 橋木俊詔、D・ワイズ編『日米比較：企業行動と労働市場』第9章、日本経済新聞社、pp. 231-247
- 橋木俊詔 (2002) 「家計」 橋木俊詔編『戦後50年の日本経済の評価 (仮題)』東大出版会
- 武川正吾 (1999) 『福祉社会の社会政策』法律文化社
- 武川正吾 (2000) 「福祉国家と福祉社会の協働」『社会政策研究 I』東信堂、pp. 29-50
- 鶴田忠彦 (2001) 「日本医療政策」『経済研究』vol. 52, No. 3, pp. 205-219
- 土居健郎 (1971) 『甘えの構造』弘文堂
- 永瀬伸子 (1997) 「女性の就業選択」中馬宏之・駿河輝和編『雇用慣行の変化と女性労働』第9章、東京大学出版会、pp. 279-312
- 中根千枝 (1967) 『タテ社会の人間関係』講談社
- 中村恵 (1990) 「パートタイマー労働」『日本労働研究雑誌』No. 364
- 中馬宏之 (1998) 「解雇権濫用法理の経済分析」三輪共朗・神田秀樹・柳川範之編『会社法の経済学』第14章、東京大学出版会、pp. 425-451
- 西村周三 (2000) 『保険と年金の経済学』名古屋大学出版会
- 広井良典 (1999) 『日本の社会保障』岩波新書
- 古川考順 (1999) 「社会保障の歴史」藤田伍一・塩野谷祐一編『先進諸国の社会保障：アメリカ』東大出版会、第4章、pp. 63-84
- 丸尾直美 (1999) 「総論：スウェーデンの社会保障」丸尾直美・塩野谷祐一編『先進諸国の社会保障：スウェーデン』東大出版会、第1章、pp. 3-32
- 村松久良光 (1986) 「解雇、企業利益と賃金—大手工作機械メーカー13社に聞く」『南山経済研究』第89号、pp. 399-435
- 村上泰亮・公文俊平・佐藤誠三郎 (1979) 『文明としてのイエ社会』中央公論社
- 牟田和恵 (1996) 『戦略としての家族—近代日本の国民国家形成と女性』新曜社
- 山口光義 (1998) 『現代のリスクと保険』岩波書店
- 山田昌弘 (1994) 『近代家族のゆくえ—家族と愛情のパラドックス』新曜社
- 山田昌弘 (1996) 『結婚の社会学—未婚化・晩婚化はつづくのか』丸善ライブラリー
- 山田昌弘 (1996) 『結婚の社会学』丸善
- 山田昌弘 (1999) 「愛情装置としての家族」目黒依子・渡辺秀樹編、『講座社会学：家族』第5章、東京大学出版会、pp. 119-151
- 山田昌弘 (1999) 『パラサイト・シングル時代』ちくま新書
- 山内直人 (1997) 『ノンプロミットエコノミー』日本評論社

- Aaron, H. J. and J. B. Shoven (1999) (eds.) 『Should The United States Privatize Social Security?』 Cambridge: MIT Press.
- Alber, J. (1988) “Continuities and Changes in the Idea of the Welfare State”, *Politics and Society*, vol. 16, pp. 451-468.
- Asano, S. and T. Tachibanaki (1992) “Testing Constancy of Relative Risk Aversion: An Analysis of the Japanese Household Financial Data”, *Journal of the Japanese and International Economies*, vol. 6, pp. 52-70.
- Atkinson, A. B. (1995) 『Incomes and the Welfare State』 Cambridge, Cambridge University Press.
- Atkinson, A. B. (1999) 『The Economic Consequences of Rolling Back the Welfare State』 Cambridge: MIT Press.
- Becker, G. S. (1964) 『Human Capital: A Theoretical and Empirical Analysis with Special Reference to Education』 New York: Columbia University Press (佐野陽子訳『人的資本』東洋経済新報社、1976)
- Becker, G. S. (1981) 『A Treatise on the Family』 Cambridge: Harvard University Press.
- Beveridge, W. (1942) 『Social Insurance and Allied Services』 Parliament Report by Sir William Beveridge. (山田雄三監訳『ベヴァリッジ報告：社会保険および関連サービス』至誠堂)
- Bruce, M. (1968) 『The Coming of the Welfare State』, 4th edition, London: Batsford. (秋田成就訳『福祉国家への歩み』法政大学出版局、1984)
- Diamond, p. (1999) (ed.) 『Issues in Privatizing Social Security』 Cambridge: MIT Press.
- Drèze, J. H. and E. Malinvaud (1994), “Growth and Employment: the Scope for a European Initiative”, *European Economy*, No.1, pp. 77-106.
- Esping- Andersen, G. (1999) 『Social Foundations of Postindustrial Economies』 Oxford: Oxford University Press (渡辺雅男・景子訳『ポスト工業経済の社会的基礎』桜井書店)
- Esping-Andersen, G. (1990) 『The Three Worlds of Welfare Capitalism』 London: Polity Press.
- Feldstein, M. (1998) (ed.) 『Privatizing Social Security』 Chicago: University of Chicago Press.
- Flora, P. (1981) 「State, Economy and Society」 in P. Flora and A. J. Heidenheimer (eds.) 『The Development of Welfare States in Europe and America』 London: Transaction Books.
- Friedman, M. (1953) “Choice, Chance and the Personal Distribution of Income”, *Journal of Political Economy*, vol. 61, pp. 277-290.
- Friedman, M. (1962) 『Capitalism and Freedom』 Chicago: University of Chicago Press (能谷尚夫・西山千明・白井孝昌訳『資本主義と自由』マクローヒル好学社、1975)
- Gamble, A. (1988) 『The Free Economy and the Strong State: The politics of Thatcherism』 London: Macmillan Press.
- Ginsburg, N. (1979) 『Class, Capital and Social Policy』 London: Macmillan Press.
- Gordon, R. and J. Le Grand (1987) (eds.) 『Not only the Poor: The Middle Classes and the Welfare State』 London: Unwin Hyman.

- Gough, I. (1979) 『The Political Economy of the Welfare State』 London: Macmillan Press (小谷義次他訳『福祉国家の経済学』大月書店、1992)
- Gramsci, A. (1971) 『The Prison Notebooks』 London: Lawrence and Wishart (山崎功監訳『獄中ノート』合同出版)
- Habermas, J. (1984-88) 『The Theory of Communicative Action』 Boston: Beacon Press (河上倫逸訳『コミュニケーション的行為の理論』(上)(中)(下) 未来社、1985-87)
- Hayek, F. A. (1960) 『The Constitution of Liberty』 London and Chicago: Routledge and Kegan Paul, and University of Chicago Press (気賀建三・古賀勝次郎訳『自由の条件』春秋社、1986/87)
- Keynes, J. M. (1936) 『The General Theory of Employment, Interest and Money』 London: Macmillan Press. (塩野谷九十九訳『雇用、利子、および貨幣の一般理論』東洋経済新報社)
- King, D. S. (1987) 『The New Right: Politics, Markets and Citizenship』 London: Macmillan Press.
- Knight, F. H. (1935) 『The Ethics of Competition』 Chicago: University of Chicago Press.
- Lazear, E. (1979) "Why Is There Mandatory Retirement?" *Journal of Political Economy*, Vol. 84, pp. 1261-84.
- Lewis, C. M. and K. C. Murdock (1999) "Alternative Means of Redistributing Catastrophic Risk in a National Risk- Management System", in K. A. Froot (ed.) *The Financing of Catastrophe Risk*, Chicago: The University of Chicago Press.
- Lindbeck et. al. (1994), "Options for Economic and Political Reform in Sweden", *Economic Policy*, No. 17, pp. 219-64.
- Marshall, T. H. (1950) 『Citizenship and Social Class』 Cambridge: Cambridge University Press (岩崎信彦・中村健吾訳『シティズンシップと社会的階級』法律文化社)
- Marshall, T. H. (1965) 『Social Policy』 Hutchinson Publishing Group (岡田藤太郎訳『社会政策』相川書房)
- Offe, C. (1984) 『Contradictions of the Welfare State』 London: Hutchinson Education.
- Offe, C. (1987) "Democracy Against the Welfare State?" *Political Theory*, vol. 14, pp. 501-537.
- Parsons, T. and R. F. Bales (1955) 『Family, Socialization and Interaction Process』 Illinois: Free Press (橋爪貞雄ほか訳『家族』黎明書房)
- Pierson, C. (1991) 『Beyond The Welfare State?』 Oxford: Basic Blackwell (田中浩・神谷直樹訳『曲がり角にきた福祉国家』未来社、1996)
- Rasmussen, D. (1995) 『Universalism vs. Communitarianism: Contemporary Debates in Ethics』 Cambridge: MIT Press (菊地・山口・有賀訳『普遍主義対共同体主義』日本経済評論社、1998)
- Rawls, J. (1971) 『A theory of Justice』 Cambridge: Harvard University Press. (矢島鈞次監訳『正義論』紀伊国屋書店)
- Sandel, M. (1982) 『Liberalism and the Limits of Justice』 Cambridge: Cambridge University Press. (菊地理夫訳『自由主義と正義の限界』三嶺書房、1992)

- Sen, A. (1999) 『Reason before Identity: The Romans Lecture for 1998』 Oxford: Oxford University Press.
- Spence, M. (1973), “Job Market Signalling”, *Quarterly Journal of Economics*, vol. 87, pp. 355-374.
- Tachibanaki, T. (1996 a) 『Wage Determination and Distribution in Japan』 Oxford: Oxford University Press.
- Tachibanaki, T. (1996 b) 『Public Policies and the Japanese Economy: Savings, Investment, Unemployment, Inequality』 London: Macmillan Press.
- Tachibanaki, T. (2000) “Gender and Market Mechanism”, in S. Henry (eds.) 『A Gender Agenda』 JCIE/ASEF.
- Tachibanaki, T. and Y. Yokoyama (2001), “The Estimation of the Incidence of Employer Contributions to Social Security in Japan”, Kyoto Institution of Economic Research, Discussion Paper No. 528.
- Therborn, G. (1987) “Welfare State and Capitalist Markets”, *Acta Sociologica*, vol. 30, pp. 237-254.
- Walzer, M. (1983) 『Spheres of Justice : A Defense of Pluralism and Equality』 Cambridge: Harvard University Press.
- Wilensky, H. L. (1975) 『The Welfare State and Equality』 University of California Press (下平好博訳『福祉国家と平等』木鐸社、1984)

公的扶助を取り巻く環境変化と政策的舵取り

日本女子大学 埋橋孝文

1. 問題の所在

比較福祉国家論の関心は、現在、グローバリゼーションの進展下での各国のダイナミックな対応をどのように把握するかという問題にシフトしている。このことは、もともと「G.Esping-Andersen や W.Korpi を中心とした比較福祉国家論の展開は、スタティックな福祉国家の分類学を目指していたのではなく、その危機と変容のダイナミズムを捉えようとしたものであった」（宮本〔2000〕）ことからして、当然の成り行きといえる。

ただし、それに先立つ議論のなかでは必ずしも十分に掘り下げられていない論点がいくつかある。たとえばここで取り上げる選別主義と普遍主義の問題や、ワークフェアの問題がそうである。それらを再検討することによって現下のダイナミズムを理解するための手がかりをえることもできよう。

本小稿のねらいは、これまでの比較福祉国家論における戦略的変数を検討し、わが国の社会保障制度再設計に向けたインプリケーションをえることにある。これまで福祉国家の戦略をめぐる議論と社会保障を具体的にどう再設計していくのかという議論とは、近接はしているものの、ある程度の距離があった。本稿は、その距離を縮めること、もしくは両者に架橋することを意図している。

2. 選別主義と普遍主義—古くて新しい問題—

1) 普遍主義の普遍化と選別主義の限定化

わが国における 1980 年以降の社会保障改革の手法を類型化した堀勝洋氏によれば、それは次の 7 点にまとめられる（堀〔1997〕 pp.28~36）。

1. 国庫負担の削減、2. 給付水準の削減、3. 利用者負担の見直し、4. 制度間財政調整の仕組みの導入、5. 民間活力の活用、6. 国と地方の役割の見直し、7. 計画による整備

これに対して、同書書評である埋橋〔1999〕は、イギリスにおける改革と比べて、所得制限の新たな導入や拡充などの選別主義への志向が見出されないこと、そこにわが国のひとつの特徴があることを指摘した。

堀氏が主張するように、高齢者福祉政策は 1980 年以降の「福祉見直し期」にあっても進展した。それは介護保険にみられるように、保険方式の採用による「普遍主義」化の方向に沿うものであり（＝保険料を支払った上での普遍性）、これを応能原則・応益原則の基準から判断すれば、前者の後退と受けとれる。もうひとつの措置制度であった保育所入所制度の再編成にあっても、応能原則は後退しつつある。

ただし、選別主義が強化された分野も存在する。それは他ならぬ生活保護制度であり、1981 年以降の「適正」化政策がそれに相当する。「強化」という表現は誤解を招きやすいかもしれない。正確には「厳格的運用化」あるいは「限定化」というべきであろう。というのは、もともと選別

主義をベースとする生活保護制度での選別主義の強化はその適用範囲を狭めることを意味しているからであり、こうした生活保護制度の運営方式は、適用人員からみれば、あるいは、社会保障制度全体からみると、この間の普遍主義的制度の拡大と軌を一にするといい（1985年と1998年に所得制限が強められた児童扶養手当制度についても同じことが当てはまる）。

回りくどい叙述になってしまったが、要は、わが国の場合、危機の時代の政策として「普遍主義の普遍化」が「選別主義の限定化」と並行して推進されたこと、以下の議論はこうした事実認識を出発点としている。

2)受給者と費用負担者のオーバーラップ

社会保障の基本目的は、今日では、最低生活保障よりも従前生活保障の性格が強くなっている。それが社会保障制度の普遍主義化を促しているひとつの背景であるが、スウェーデンで早い時期に所得比例型年金制度が導入されたのは、新興ホワイトカラー層からの支持を獲得していくねらいからであった。「スウェーデンの社会民主主義者は『中産階級』水準の普遍主義を導入した先駆けであった。その方式は、普遍的な資格要件と高度な報酬比例給付を組み合わせるもので、それによって福祉国家の給付・サービスを中産階級の期待に応えるようにした」のである（エスピーン-アンデルセン〔邦訳2001〕p.77）。

こうした普遍主義化の進展に伴って、受給者と費用負担者とがオーバーラップする度合いが著しく大きくなる（大野〔1991〕p.11）。つまり、同一の個人が受給者と費用負担者の二重性をもつことになる。

ただしオーバーラップといっても、どのように重なっているかが制度的にも金額的にも跡づけることが可能で、受給者＝費用負担者にそのことが周知されている場合には、換言すれば「制度の透明性」が確保されていれば、それはそれで制度のひとつのあり方ではある。しかし、わが国では事情はより複雑である。社会保障全般における「保険と税の渾然一体性」、年金の場合の「貯蓄 / 保険と所得再分配の渾然一体性」が顕著であるからである（広井〔1999〕第2章）。

それはともかく、住宅政策の分野に限られているが、普遍主義の拡大に伴う「受給者と費用負担者とのオーバーラップ」に巧みな比喩を用いて批判したのが福井〔2000〕である。

「……中堅勤労者向け住宅福祉施策が近年一般化しつつあるが、中堅勤労者の住宅取得能力が低いから中堅勤労者に補助するというのは意味がない。すなわち、納税者の多数をしめる中堅勤労者の所得水準が低いからといって、その中堅勤労者に一般財源から補助をするというのは、いわば蝸が自分の足を食べるシステムであって福祉になっていない」（p.197）

こうした社会保障の普遍主義化（＝選別主義の限定化）に対する批判は、コンテクストとニュアンスをやや異にするが、や八田達夫氏や小塩隆士氏など、基本的に市場志向の立場に立つ経済学者の間でもみられる。社会保障・社会福祉研究者のなかでは星野信也氏がこの立場に立つ代表的論者である。

「なお社会保険制度を保険として再構成することは、再分配制度の再構築のために役立つ。現在の日本では真の弱者に対する保護システムがあまりにも弱い。……社会保険制度を保険の原点に戻して財政的な余裕を生み出すことは、真に保護を必要とする弱者のみに十分な再分配を行うシステムを構築するのにも役立つのである」(八田・八代 [1998]、p.10、下線引用者)

「……『みんながみんなを支える』という時に暗黙に認識されている平均的勤労者や高齢者の議論は、決して若年時低所得で保険料納入もままならない人、低い拠出額あるいは短い拠出歴故に低い年金しか受けられない高齢者、あるいはたとえ少数とはいえ無年金状態の高齢者、または被保護の故に国民健康保険したがって老人保健制度からも排除されている高齢者を解消するものではないことを銘記すべきである。マイノリティを切り捨ててしか成り立たない普遍性は、社会保障、社会福祉の目標とすべきではない」(星野 [2000]、p.219、太字は原文のまま)

ただし、市場重視の経済学者の間で上の下線部に示されるような認識についてコンセンサスが存在しているわけではない。それは経済社会の基本的目標である効率と公正という2大原則に即していえば、後者の公正もしくは格差についての判断の違いを反映していると考えられる。

3) コーエン vs フリードマン

選別主義 vs 普遍主義の問題に関して、コーエンとフリードマンの間のディベートをまとめた Cohen & Friedman [1972] は、今日でも示唆に富む。選別主義の立場に立つフリードマンに対して、コーエンは、貧しい人だけを対象とする制度は、結局はその水準および制度そのものが貧しいものにならざるをえないと主張する。それは長年の社会保障研究の経験から培われたものである。つまり、選挙民の大多数が利己的に振舞う可能性が選別主義的制度の貧弱さ、脆弱性につながることを見抜いた上での主張であった。

この点に関してエスピノーアンデルセンもコーエンと同様な立場に立っている。彼は、スウェーデンにおける『中産階級』の普遍主義は福祉反動的な感情に対して福祉国家を擁護してきたのである」と述べているのである(前掲邦訳 p.77)。貧しい人だけでなく中産階級をも対象とする制度の場合、全体としての社会保障予算の削減の動きに対してはより堅固であろう。

もっとも、スウェーデンでも福祉の後退期には、選挙民の間で選別主義的制度へのシビアな態度が前面に出てくるのが明らかにされている(宮本 [1999]、pp.168~174)。したがって、抽象的な次元でどちらの制度が脆弱であるかを判断するのは困難であり、当該国での選挙民の反応を具体的に視野に入れる必要がある。

わが国での選挙民の反応をあらかじめ確定した上でのことではないが、現在の状況に鑑みて、筆者は選別主義的制度の「拡充」が急務と考えている。その理由は主として以下の2つに求められる。

1つ目の理由は、先にふれた「制度の透明性」が、わが国の場合、到底実現されているとは思えないことである。こうした状況では、選挙民の反応はどちらに傾くとしても、はっきりした根拠によるのではなく、たぶんに感情的なレベルで決定されがちである。そのもとで、80年代以

降、先にみたように「選別主義（的制度）の限定化」が進行していることが危惧されるからである。

2つ目の理由は、「最後の10年間」が「失われた10年間」になってしまったなかで、雇用・失業情勢の悪化が中間層の分解を押し進め、経済格差の拡大をもたらしたことに関連する。ワークフェアを主たる支えとしてきた旧来の日本モデルは、このような変化の結果、今日大きな変容を迫られている。つまり、これまではワークフェアがうまく機能しているため顕在化しなかった社会保障制度の不備が露わになってきたのである。それは、とりわけ失業者を対象（ターゲット）にした雇用保険制度、および、選別主義を旨とする生活保護制度（「最後の拠り所（last resort）」）において顕著であったこと、これが2番目の理由である。

3. ワークフェアをめぐって

さてここではもう1つの論点であるワークフェアを取り上げる。これまでに現実の政策として実施されているワークフェアは、大括りにして、以下の3つではないかと考えられる。

A. 「福祉から就労へ」タイプ（Welfare to Work）

アメリカやイギリスで典型的にみられる、失業保険や公的扶助の給付期間の短縮と受給に際しての就労要件の厳格化を内容とする政策であり、「働くための福祉」ともいわれ、職業訓練機能をこれまでより充実させつつ労働（市場）参加を促進するものである。非婚・離別シングルマザーや若年失業者などの間でみられる「福祉依存者」（welfare dependants）の数を減らし、社会保障予算の削減をねらいとしている。筆者が以前に指摘したように「働きに出て自分で所得を稼ぐことは自立・自律心と自尊心（self-respect）を高める」（埋橋〔1997〕、p.135）。問題は、労働市場がそれらの追加労働供給を吸収する余裕があるかということであるが、近年の両国での雇用環境の好転はそれを可能にしている。

このタイプの政策は多かれ少なかれ多くの国で実施されているが、以下の項目への対応如何によってかなり性格を異にしてくる。その詳細は各国のワークフェアを実証的に比較することで明らかにされるべき今後の課題である。

- ① （公的）保育・託児所の整備状況と、料金を含むアクセスの容易さ
- ② 職業訓練の期間と質、
- ③ NGO や民間職業紹介・斡旋業者を含む再就職支援のためのネットワークの形成、
- ④ 労働市場での最低賃金規制の程度と有効性、
- ⑤ 「貧困の罠」が生じないための就労インセンティブに配慮した税制の実施、
- ⑥ 選択可能性や権利性の度合い、

B. 「就労に伴う福祉」タイプ（Welfare with Work）

スウェーデンに代表されるもので、以前から働けるものの就労を前提にしてそれを組み込んだ福祉システムのことを指す。この点は、フリーマンやわが国では奥野（藤原）正寛氏なども注目しているが（Bjorklund, A. and R.B.Freeman〔1997〕、奥野(藤原)〔1997〕）、エスピノーアン

デルセンの次の叙述が本質を突いている。やや長くなるが、再度引用しておきたい。

「たぶん社会民主主義のレジームの最も顕著な特質は、福祉と労働の融合であろう。社会民主主義レジームは、完全雇用を保障することに真剣にコミットすると同時に、その一方で、完全雇用の達成に全面的に依存しているのである。一方において、働く権利は所得維持の権利と同様の重みをもっている。他方において、連帯主義、普遍主義を実現し、脱商品化効果を有する福祉体制を維持する膨大なコストは、福祉体制が社会問題をできるだけ抑制すると共にその歳入を極大化しなければならないことを意味する。明らかにこのことは、ほとんどの人が働くこと、そして社会的な所得移転に依存する人をできるかぎり少なくすることで真に可能となる」(エスピノーア・デルセン、前掲邦訳 p.31)

なお、ワークフェアは脱商品化として捉えるべきか、あるいは再商品化として理解すべきかという問題がある。筆者は、当日のコメントで述べたように、再商品化であると捉えている。逆説的ないい方になるが、スウェーデン福祉国家はそもそも徹底した労働力の商品化、場合によっては再商品化によって、脱商品度の高い福祉施策を実行できたのである。「制度に埋め込まれた」就労要件は、筆者がその一部を検証した公的扶助制度などにも顕著である(埋橋 [1999])。

C. 「はじめに就労ありき」タイプ (Work at first)

これは後発資本主義国、とりわけ、社会保障制度が未整備である発展途上国の経済発展の過程で見出されるものであり、雇用機会の創出と提供が当面の最大の政策課題となっていることと照応している。シンガポールのリー・クアンユーがかつて「東洋の知恵」と呼んだもの、すなわち「採った魚を与えるよりも魚の釣り方を教える」というやり方に相当する。イギリス統治時代の香港などではこうしたやり方が純粹に近い形で実施されていた (Cochrane, A and Clarke J. [1993])。いわゆる「福祉の残滓主義」の典型であったが、この「福祉の残滓主義」あるいは歴史上の「劣等処遇原則」などもこうした文脈で再解釈することができるであろう。

なお、従来は「待業」との呼称が用いられていた中国でも失業の存在とその名称が公認されるようになり、1999年には失業保険条例が制定された。それと相前後して、就職訓練センターを新たに設置し、かなりハードな再訓練・転換訓練をおこなっている(王 [2001] 第3章)。国有企業の抱える膨大な過剰人員の対応に苦慮する経営・労働行政サイドとしては、この問題を社会保障での対応に期待し、一方、社会保障行政サイドでは、外部労働市場への放出をできるだけ避け、企業内に留めるやり方を望んでいた(埋橋 [1992])。手当てを受給しつつトレーニングを受ける訓練センター方式は、両者の折衷案であり、一種の妥協の産物と推測できる。中国についてC「はじめに就労ありき」タイプのところでふれたが、一時的な手当ての支給のもとで労働市場復帰を基本的なねらいとしていることを重視すれば、A「福祉から就労へ」タイプに分類したほうがよいかもしれない。

以上のことから、ワークフェアと一口に言ってもその内容はバラエティに富んでいることがわかる。と同時に、社会保障(福祉)と労働の関係の再編が、現在、経済発展段階の違いを超えて、また、福祉国家レジームの違いを超えて横断的にみられることもわかる。それは、全世界的規模

でみられる市場志向の経済・社会政策の流れと軌を一にしたものであり、その不可欠の構成部分でもある。

4. 日本モデルの変容

ここでわが国に眼を転ずれば、上で述べた枠組みとの関連でどのような位置づけなり特徴を引き出すことができるのであろうか。紙数の関係上、以下の2つを指摘するにとどめたい（詳しくは拙稿〔2001〕を参照のこと）。

第1は、わが国では、上で概観した流れとは「逆行」してこの10年間にワークフェアは後退した、もしくは、綻びをみせてきたことである。1980年代までの日本は、B「就労に伴う福祉」タイプとC「はじめに就労ありき」タイプの両方の性格をもっていたと考えられる。しかし、この間の失業率の上昇、企業福祉の後退によって、そもそもそれまで福祉国家の日本モデルを特徴づけてきたワークフェア（「ワークフェア体制としての日本モデル」埋橋〔1997〕、pp.190~192）が機能しなくなってきた。いわば、機能させたくても機能できなくなっているのである。この点、スウェーデンで90年代はじめに10%もの失業率を記録したが、97年以降改善し99年には5%台まで低下した状況との大きな違いである。しかもわが国の場合、公共事業による雇用創出も難しくなっている。近年の雇用保険法の改正によって教育訓練給付金制度が新設され（1998年12月施行）、拡充されたが（2001年1月施行）、その効果について多くを期待できるほどのものではない。

第2の問題は、こうしたワークフェアの綻びを補完する社会保障制度サイドの対応が十分であったかということである。わが国では、この間、すでにみたように「普遍主義の普遍化」が「選別主義の限定化」と並行して推進された。それが危機の時代の政策として正しい選択であったとは思えない。結論を急いだが、そのことは、今回の雇用保険改正のプロセスと今のところ何ら改正されていない生活保護法のあり方が如実に物語っている。最後にそれを簡単にみておきたい。

今次（2000年）雇用保険法の改正では、定年退職者への給付期間の短縮化の是非よりも、保険料率の引き上げ問題がより大きな争点であったようである（「週刊労働ニュース」〔1999.11.29.〕）。リストラの嵐が吹きすさぶなか、労使に共通して「昨日までの仲間」よりも「今日の同僚」を重視する防衛的な姿勢がみられた。国も本来の国庫負担率25%への引き上げを拒んだ。顧みれば、良好なパフォーマンスを示してきた労働市場のもとでは、雇用保険財政が黒字基調にあったのは当然であり、また、今日国際比較的に確かめられているような給付期間の短さ（橋本〔2000〕p.152）もさほど問題にならなかった。しかし、雇用を取り巻く環境は様変わりし、雇用保険財政は95年度以降単年度赤字が続いている。そのことは、同保険制度の役割と期待が大きくなっていることを意味する。しかし、「失業の事由の違いに応じた給付期間の区別化」以外ではみるべき改革はなされず、期待の大きさに応える改正ではなかった。

一方の生活保護についての問題点はすでに多くの論者によって指摘されており、「補足性の原則」の緩和など、改革の方向はほぼ見えてきている。ホームレスの人々への生活保護法の適用も重要であるが、本来、ホームレスに至らないための役割を生活保護法は期待されているのである。

ワークフェアとの関連でいえば、星野氏が指摘するように（星野〔2001〕 p.195～196）、「働く貧困者」と「働くことを要しない貧困者」とを区別しないわが国の生活保護法（「無差別平等の原則」）が、いわゆるワークテストを必要以上に厳格なものにし、受給に伴なうスティグマを押し広げ、申請者数そして被保護者数を著しく制限している。生活保護法の枠組みは50年間変更されず、この20年間、「厳格的運用化」（＝選別主義の限定化）のみが進行している。「ワークフェアに依存した制度・政策」の限界が露わになっている現在、原則、運営両面にわたる抜本的改正が急務となっている。

【参考文献】

- G.エスピノーア・アンデルセン〔邦訳 2001〕、岡澤憲芙・宮本太郎監訳『福祉資本主義の三つの世界 比較福祉国家の理論と動態』（ミネルヴァ書房）
- 池上岳彦〔1999〕「地方分権的税財政システムの構築を」、神野・金子編『「福祉政府」への提言—社会保障の新体系を構想する—』所収（岩波書店）
- 埋橋孝文〔1992〕「中国経済改革の最前線と労働事情」『労働調査時報』（社団法人労働調査研究所）824号
- 〔1997〕『現代福祉国家の国際比較—日本モデルの位置づけと展望—』日本評論社
- 〔1999〕「書評と紹介（堀勝洋『現代社会保障・社会福祉の基本問題』）」、『大原社会問題研究所雑誌』（法政大学大原社会問題研究所）483号
- 〔1999〕「公的扶助制度の国際比較—OECD24カ国のなかの日本の位置」『海外社会保障研究』（国立社会保障・人口問題研究所）127号
- 〔2000〕「書評と紹介（大山・岸谷・武川・平岡編著『福祉国家への視座』）」、『大原社会問題研究所雑誌』（法政大学大原社会問題研究所）505号
- 〔2001〕「『失われた10年』と日本モデルの変容」『市政研究』（大阪市政調査会）
- 王（藤原）文亮〔2001〕『21世紀に向けた中国の社会保障』（日本僑報社）
- 大野吉輝〔1991〕『社会サービスの経済学』（勁草書房）
- 奥野（藤原）正寛〔1997〕「福祉社会の比較制度分析」『季刊社会保障研究』Vo.32, No.4
- 橘木俊詔〔2000〕『セーフティ・ネットの経済学』（日本経済新聞社）
- 八田達夫・八代尚宏〔1998〕『社会保険改革—年金、介護・医療・雇用保険の再設計—』（日本経済新聞社）
- 広井良典〔1999〕『日本の社会保障』（岩波書店）
- 福井秀夫〔2000〕「住宅福祉のパラダイム転換—政策の整合性確保」、大山・岸谷・武川・平岡編著『福祉国家への視座—揺らぎから再構築へ』（ミネルヴァ書房）所収
- 星野信也〔2000〕『選別的普遍主義の可能性』（海声社）
- 堀勝洋〔1997〕『現代社会保障・社会福祉の基本問題 21世紀へのパラダイム転換』ミネルヴァ書房
- 宮本太郎〔1999〕『福祉国家という戦略—スウェーデンモデルの政治経済学—』（法律文化社）

—————〔2000〕「比較福祉国家論の可能性—『日本モデル』の位置問題を素材に」、社会政策学会第101回大会報告要旨、2000年10月28日、29日（於・立命館大学）

Cochrane, A and Clarke J.〔1993〕 *Britain in International Context*, SAGE Publications

Cohen, W.J. and Friedman, M.〔1972〕 *Social Security : Universal or Selective ?*, American Enterprise Institute for Public Policy Research

Bjorklund, A. and R.B.Freeman〔1997〕 'Generating Equality and Eliminating Poverty: The Swedish Way', R.B.Freeman et al (eds), *The Welfare State in Transition : Reforming the Swedish Model*, The University of Chicago Press

早稲田大学 菊池馨実

1 はじめに

構造改革の只中であって、社会保障分野においても、20世紀末から21世紀初頭にかけて、様々な制度改革がなされてきた。年金給付水準の引下げ、介護保険の導入、社会福祉基礎構造改革、医療保険改革など、従来にも増して大規模な改革が既になされ、あるいはなされようとしている。これに対し、社会保障制度の法的基盤をなす憲法25条に照らして、いわば最後の砦ともいうべき生活保護制度については、1950（昭和25）年の現行（新）法制定以来、未だに改正の機運がみえない。しかしながら、少子高齢化やライフスタイル・価値観の多様化などに象徴される社会状況の変化や、高度経済成長・オイルショック・バブル崩壊・デフレ進行などの戦後経済状況の変遷などを背景として、将来のわが国におけるあるべき社会保障制度の全体像を描こうとする場合、生活保護制度の位置付けとあり方に関わる議論も避けることはできない。

本稿は、こうした問題意識から、わが国社会保障制度の中で、生活保護に代表される公的扶助制度の位置付けとあるべき方向性を規範的観点から論じる準備段階として、公的扶助との関連での従来の憲法規範レベルでの議論の整理を行うとともに、現行公的扶助制度が抱える問題点を他の社会保障制度との役割分担という側面から浮き彫りにし、今後の理論的検討の土俵を設定することを目的とする。

以下では、まず2で、憲法規範的視点、とくに権利的視点から、従来の公的扶助をめぐる議論を整理した後、3で、医療・福祉サービス保障、とりわけ後者の主柱をなす介護サービス保障との関係で、わが国公的扶助制度が抱える問題点を明らかにする。次いで、4において、所得保障との関連でも、長期的失業・ホームレスといった現代的問題につき、雇用保障法制と生活保護法との関連を意識しながら問題点を明らかにする。

2 公的扶助をめぐる憲法論

(1) 「生存権＝生活保護＝社会保障」

わが国で社会保障制度が本格的な発展を開始したのは、第2次世界大戦後である¹。その規範的根拠となったのが、憲法25条の生存権規定であった。現在に至るまで、生存権はわが国社会保障及び社会保障法の基本理念ないし基本原理としてほぼ異論なく受け入れられている。

生存権によって保障されるのは、第一義的には憲法25条1項にいう「健康で文化的な最低限度の生活」であると捉えられてきた²。したがって、社会保障における権利保障の議論

¹ 2での議論は、菊池馨実「新しい生存権論」『法学教室』250号（2001年）64-65頁をまとめたものである。

² 広義には、最低生活水準をこえた、より高い生活水準の確保へ発展する必然性をもつ「社

も、従来から、主として同項と規範的に密接に結びつく生活保護制度が主たる対象とされざるを得ない面があった。ここから、とくに他分野の研究者などからみた場合、社会保障法＝生存権論＝生活保護法をめぐる権利論、というイメージが形成されたことは否めない。実際、最近に至るまで、公的扶助以外の社会保障分野において独自の権利論や法理論は、本格的には展開されてこなかったといっても過言ではない³。

(2) 権利論批判

右のような意味での権利論的アプローチは、いわゆる朝日訴訟⁴をはじめとする裁判闘争などを契機として本格的に展開された⁵。それは法制度改正へのインパクトを与えるなど、一定の社会的意義を有したことは否定できない。しかし、高度経済成長期を過ぎ、1980年代に入ると、こうした「権利主義的社会保障論」は、低成長の下でパイの増大が容易に望めなくなり、しかも社会保障費の膨張を不可避とする高齢化の進行が予測される中で、その有効性を失ったと批判されるに至った⁶。戦後わが国社会保障制度構築の基盤となった1950（昭和25）年社会保障制度審議会勧告とともに、21世紀超高齢社会を見据え、理論的に重要な位置付けを与えられるべき1995（平成7）年同審議会勧告でも⁷、「権利性」は「普遍性」「公平性」「総合性」「有効性」と並ぶ社会保障推進の原則のひとつとして位置付けられるにとどまっており、権利の規範的価値は相対化された感がある。

また違憲審査基準との関係で、生存権の問題につき裁判所は国会の判断を尊重し緩やかに審査すべき旨論じる前提として、福祉国家の実現、そしてその具体的手段としての社会保障制度の展開は、基本的に政治的プロセスにゆだねられるべき問題であるとの主張もなされている⁸。

会の一員としてふさわしい生活の権利」（「生活権」）を包摂するとの理解がなされている。荒木誠之『社会保障の法的構造』（有斐閣、1983年）30頁。

³ 最近の新たな試みとして、菊池馨実『社会保障の法理念』（有斐閣、2000年）がある。

⁴ 東京地判昭35・10・19行集11巻10号2921頁、東京高判昭38・11・4行集14巻11号1964頁、最大判昭42・5・24民集21巻5号1043頁。

⁵ 小川政亮『権利としての社会保障』（勁草書房、1964年）など参照。

⁶ 福武直「社会保障と社会保障論」（社会保障研究所編『社会保障の基本問題』東京大学出版会、1980年）1頁。

⁷ 社会保障制度審議会は、2001（平成13）年1月の中央省庁再編に伴い廃止され、その任務の一部は内閣府におかれる経済財政諮問会議に統合された。また厚生労働省のもとに、社会保障審議会が設置され、基本的な政策のあり方を審議することになった。しかしながら、経済財政諮問会議での議論は、その性格からしても構成メンバーからみても、経済や財政を軸に据えた視点から社会保障のあり方が問われがちであること（国民の生活保障を軸に据えた場合とは自ずと視点や方向性が異なる）、それに対し社会保障審議会にも制度横断的問題や総論的問題を議論する分科会がおかれていないことなど、公的扶助をはじめとする社会保障制度固有の視点から、その全体のあり方を論じる「構え」ができておらず、問題である。

⁸ 松井茂紀「福祉国家の憲法学」『ジュリスト』1022号（1993年）74頁、同『日本国憲法』（有斐閣、1999年）561頁。

(3) 権利論の限界と可能性

社会保障をめぐる諸施策は、有限である資源の再分配という性格をもつ。したがって、その配分の仕方をめぐっては、基本的に政治的プロセスのもと、民主主義的決定システムに委ねられるべきものであることはいうまでもない。しかしながら、とりわけ憲法 25 条 1 項の適用が直接問題になるような場面、例えば政治的プロセスにアクセスし難い社会的少数者（貧困者・障害者など）にとって、依拠すべき有力な保護基盤となり得る実体的権利論の意義は軽視されてよいわけではない⁹。その重要性は、長期失業・ホームレスといった社会問題が深刻化しつつある現在にあって、益々高まっているといえることができる。

ただし、従来の権利論（それを代表する「生存権」論）においては、「現実には生存権を具体化する法律のカタログがかなり出揃っているにもかかわらず、もっぱら法律が存在しない場合を念頭において生存権の権利性の有無を論ずることの意味が問われる」¹⁰、あるいは「実際には生活保護法がある以上、このような場面（生活保護法がない場面に健康で文化的な最低限度の生活の確保を国に対して求めるような場面——菊池注）はありえそうもない」¹¹、という理解がなされてきた。裁判例においても、いわゆる堀木訴訟控訴審判決によれば、「憲法第 25 条第 1 項にいう『健康で文化的な最低限度の生活』（生存権）の達成を直接目的とする国の救貧施策としては、生活保護法による公的扶助制度がある」と判示されている¹²。

しかしながら、「健康で文化的な最低限度の生活」は、生活保護法によって十全に実現されてきたとはいえない。とくにサービス保障にかかわる最低生活保障の場面でそのことが明らかになる。この点を 3 で論じることとする。

3 医療・福祉サービス保障と公的扶助

(1) 医療保障と福祉サービス保障

社会保障は、基本的には国民の生活保障を目的とした給付の体系として捉えられている¹³。この給付は、生活保障を必要とするニーズの性格に応じて、金銭給付と非金銭的なサービス給付とに類型化することができる。こうした類型化は、サービス給付について、サービス供給主体の存在を不可欠とすることから、常に金銭給付と代替的である（換言すれば金銭給付を行うことによりサービス給付に対するニーズが当然に充足される）とはいえないことから、単なる講学上の分類を超えた規範的意義を有している。このサービス給付は、

⁹ このほか筆者は、頻繁に法改正がなされる社会保障領域にあっては、裁判規範のレベルにとどまらない政策策定指針としての権利の規範的意義に着目することが必要であると考えている。菊池・前掲書（注 2）30 頁。

¹⁰ 中村睦男＝永井憲一『現代憲法体系⑦生存権・教育権』（法律文化社、1989 年）73 頁。

¹¹ 松井・前掲論文（注 7）72 頁。

¹² 大阪高判昭 50・11・10 行集 26 卷 10＝11 号 1268 頁。

¹³ 荒木誠之『社会保障法読本（新版補訂）』（有斐閣、2000 年）251 頁。

その性格に応じて、さらに医療サービスと非医療的な福祉サービスとに分けられる（後者はさらに介護サービスとその他自立支援サービスに分かれる）¹⁴。

このうち医療保障の現行法体系は、医療保険法（健康保険法・共済各法・国民健康保険法）と公的扶助法（医療扶助）に大別され、低所得者は生活保護法上の医療扶助を受けるという別建ての体系となっている。ただし、医療扶助における診療方針及び診療報酬は国民健康保険の例によるとされていることから（生活保護 52 条 1 項）、医療保険に準ずるのが原則であり、この点は平等な医療へのアクセスの保障という見地から積極的に評価される¹⁵。また昨今増加しつつある入院費用の定額制などを除くと、基本的に診療報酬は出来高払い制であったため、この点でも制限診療との批判を免れることができた。

これに対し、福祉サービス保障の支柱である介護保障の体系をみた場合、介護保険法施行後、同法上の第 1 号被保険者（65 歳以上の者）については、生活保護受給者を含め、同法の適用下におかれた（保険料相当分は生活扶助で支給し、原則 1 割である自己負担金は新設の介護扶助で支給する）点で、介護サービスの普遍的かつ平等な保障という点からは積極的に評価することが可能である。この点は、医療保険においても、同様の制度の組み換えが考えられてよい¹⁶。しかし、他方、介護保険法による給付は要介護度に応じた定額給付である（この基準を超えたサービスを自己負担で受けることは可能である）ため、特に要介護度重度の高齢障害者にとって、不十分な保障にとどまっているといわざるを得ない。

そこで以下では、こうした介護サービス保障の観点から、現行法体系の不備につき、さらに詳細に論じてみたい¹⁷。

（2）生活保護法と介護費保障

四肢不自由で重度の障害を有し、基本的に 1 日 24 時間の介護を必要とする身体障害者が、同居していた肉親が死亡し、あるいは施設から出て、地域で単身生活したいと望む場合、十分な資産・収入がなければ、生活保護の対象となり、生活扶助（生活保護 11 条 1 項 1 号）などが支給される¹⁸。その際、障害の程度を勘案した加算制度（障害者加算）¹⁹が存在する

¹⁴ 介護サービスと福祉サービスの内容は同義ではない。例えば、倉田聡『これからの社会福祉と法』（創成社、2001 年）103 頁以下、阿部和光「公的扶助法における権利と法の構造」（日本社会保障法学会編『住居保障法・公的扶助法（社会保障法講座第 5 巻）』法律文化社、2001 年）114 頁参照。

¹⁵ ただし、阿部・前掲論文（注 14）126 頁では、①指定医療機関の数の相対的少なさ、②医療へのアクセスの困難性（医療券などの交付）、③特定療養費問題の不適用、④スティグマの存在、といった問題を指摘する。

¹⁶ 医療扶助の国保への統合を論じるものに、久塚純一「医療保障の理念と医療扶助の現代的課題」『社会保障法（日本社会保障法学会誌）』7 号（1992 年）110 頁以下、阿部・前掲論文（注 14）126 頁。

¹⁷ 以下（2）（3）での議論は、基本的に菊池・前掲論文（注 1）66-68 頁を再構成したものである。

¹⁸ このほか住宅扶助（生活保護 11 条 1 項 3 号）、医療扶助（同項 4 号）も支給される。

¹⁹ 1 級地の在宅者で月額 27,140 円または 18,090 円（月額）である。全国社会福祉協議会

ほか、介護人をつけるための費用を要する場合、一定額の範囲内で必要な額を算定するものとされている（いわゆる他人介護費）²⁰。さらに要保護者に特別の事由がある場合、厚生大臣が特別基準を設定する余地があり、他人介護費についても基準が設定されている²¹。

いわゆる高訴訟控訴審判決²²で裁判所は、「他人介護費特別基準の設定は、厚生大臣の合目的な裁量に委ねられているものと解され、したがって、右基準が現実の介護需要を無視して著しく低い基準を設定する等、憲法及び〔生活保護〕法の趣旨、目的を逸脱したような場合でないかぎり、右基準に基づいて行われた処分を違法ということはできない。」と判示して、特別基準の設定につき厚生大臣（当時）の広い裁量を認めた。こうして憲法 25 条 1 項にいう「健康で文化的な最低限度の生活」を具現化する生活保護基準の設定にあたり、広範な行政裁量を認めるとの同判決の立場は、基本的に朝日訴訟最高裁判決²³以来の判例理論を踏襲している。

ただし同判決は、行政裁量権の行使に逸脱がないことの理由づけとして、財源の限界・制約のほか、本件処分当時、重度身体障害者の入所可能な施設が近郊に存在していたことを挙げている。たしかに生活扶助の一形態として、居宅保護によることができないとき、あるいは居宅保護によっては保護の目的を達しがたいとき、「被保護者を救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に入所」（生活保護 30 条 1 項）させるといった形式でのいわゆる入所保護（本判決当時は収容保護）が制度的に用意されている²⁴。しかし、在宅での生活を送りたいと願う被保護者の意思に反して施設への入所を促すような法解釈は、①本人の居住・移転の自由（憲法 22 条 1 項）、②生活保護法の目的としての「自立助長」は必ずしも経済的自立に限らず「人格的自立」ともいうべき理念を含むものとして解釈されるべきであること²⁵、③施設基準における居住環境が、「終の住処」ともなるにもかかわらず相当貧弱であり現代的意味での「健康で文化的な最低限度の生活」水準との関係で問題が

編『生活保護手帳（平成 13 年度版）』（全国社会福祉協議会、2001 年）169 頁。

²⁰ 72,200 円（月額）の範囲内とされている。同書 170 頁。

²¹ 介護人をつけるための費用が注 19 の基準によりがたい場合であって、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第一に定める程度の障害の状態にあり、日常起居動作に著しい障害のため真に他人による介護を要すると認められるときは、108,300 円の範囲内において当該年度の特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないとされている。同書 176 頁。

²² 名古屋高金沢支判平 12・9・11 賃社 1285 号 64 頁。

²³ 最大判昭 42・5・24 民集 21 卷 5 号 1043 頁。

²⁴ 本件で入所可能とされたのは身体障害者福祉法上の身体障害者療護施設である（身障 5 条）ものの、「その他の適当な施設」に該当すると解される。小山進次郎『（改定増補）生活保護法の解釈と運用』（全国社会福祉協議会、1991 年）436 頁参照。

²⁵ 古賀昭典編『新版現代公的扶助法論』（法律文化社、1997 年）118 頁（片岡直執筆）。本判決も、「法の目的とする『自立』の概念も、単なる経済的自立（施しを受けない生活）にとどまらず、たとえば他人の介護なくして生きることのできない障害を有する要保護者との関係では、その自律的な生活を助長するとの意をも含めた、より広い概念と捉えるのが相当」とする。